

(自治体名)	(二本松市)	(安達町)	(岩代町)	(東和町)
地域指定年度	昭和 45 年度	昭和 45 年度	昭和 48 年度	昭和 55 年度
整備計画策定年度	昭和 45 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 55 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度	昭和 55 年度	昭和 58 年度	昭和 63 年度
	昭和 57 年度	平成元年度	平成 8 年度	平成 7 年度
	平成 3 年度	平成 8 年度	平成 15 年度	-
	平成 11 年度	平成 15 年度	-	-
	平成 16 年度	-	-	-
	平成 19 年度			
	平成 22 年度			

二本松農業振興地域整備計画書

令和 7 年 2 月

福島県 二本松市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	11
3 森林の整備とその他林業の振興との関連	11
4 他事業との関連	11
第3 農用地等の保全計画	12
1 農用地等の保全の方向	12
2 農用地等保全整備計画	12
3 農用地等の保全のための活動	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17
第5 農業近代化施設の整備計画	18
1 農業近代化施設の整備の方向	18
2 農業近代化施設整備計画	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2	農業就農者育成・確保施設整備計画	23
3	農業を担うべき者のための支援の活動	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	26
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	26
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	26
3	農業従事者就業促進施設	27
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第 8	生活環境施設の整備計画	28
1	生活環境施設の整備の目標	28
2	生活環境施設整備計画	28
3	森林の整備その他林業の振興との関連	28
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	28
第 9	附図	28
1	土地利用計画図（附図 1 号）	28

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

- 優良農地の確保
- 農用地の利用集積の推進
- 遊休農地の状況に応じた、森林等への転換の検討

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、平成17年12月1日に旧二本松市、旧安達町、旧岩代町及び旧東和町の1市3町が合併し、新「二本松市」として誕生した。県都福島市と郡山市の間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは30分程度の距離にある。東西に約36km、南北に約17km、総面積344.42km²を有し、会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接している。

西端には智恵子抄で詠われた「安達太良山(1,700m)」、東南端には富士山に見える北限の山・「日山(天王山1,057m)」がそびえ、中央の平坦部を阿武隈川が北流している。西部の奥羽山系に属する安達太良山の麓に広がる高地は、一部国立公園として豊かな自然を有し、温泉やスキー場等を中心として観光・レクリエーション地として活用されている。東部の阿武隈高地は、標高200mから1,057mで、大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川及び口太川が流れている。その流域に小区画の耕地と集落が点在しているほかは、丘陵の中腹高台に耕地・住家が散在しており、周囲は山林原野で占められている。

気候は、過去10年間の平均気温12.8℃前後、特に1月が寒冷であり4月から気温が上昇し、7～8月にかけて最高を示す。風は春先に向け、特に強い日もあるが、台風等による風雨の被害も比較的少なく、全体としては穏やかである。降水量は年平均1,150mm、積雪はまれに20cmを超える場合もあるが、近年降雪量も減少傾向にあり、農業に及ぼす影響は少ない。

交通条件は、JR東北本線、東北新幹線、国道4号、東北縦貫自動車道、国道349号が南北に走り、国道459号が東西に結んで交通体系の骨格を成し、JR二本松駅、杉田駅、安達駅、東北縦貫自動車道二本松ICが交通拠点としての機能を果たしている。また、周辺には、いわきと新潟を結ぶ磐越自動車道が走っている。

本市の人口は、令和2年の国勢調査では53,557人で、平成27年から4,605人(約7.9%)減となっている。近年の少子化等の影響により今後はさらに減少を続けると考えられ、二本松市総合計画(R2.12)では、令和12年には約49,000人、令和22年には約42,000人になることが見込まれている。

産業別就業人口は、昭和50年以降、第1次産業が1/3以下に減少しており、第2次産業も平成7年をピークに減少傾向に転じている。第3次産業は増加傾向で推移している状況であるが、令和12年には減少することが見込まれている。

現在の本市土地利用状況は、森林や農地の割合が高い一方で、住宅の増加や工業団地の造成等により、市街地外縁部での宅地の増加が目立っている。

近年の開発動向を見ると、人口が減少傾向に転じているが世帯数は増加しており、市街地の拡大傾向は依然として続いている。ミニ開発などにより市街地の分散が進む一方、中心市街地の空洞化を招いているため、中心地区への一定程度の機能集積による中心市街地の活性化や市街地内農地の利用、住工混在の解消など、良好な市街地形成が大きな課題となっている。

また、中山間地域においては、人口減少や少子・高齢化が著しく、特に山間部の集落では、集落機能の維持が難しくなっていると同時に、耕作放棄地などの未利用地が増加している状況が見られる。

これらの状況を踏まえ、農業振興地域における土地利用の基本方針として、効率的、安定的な生産を実現することができるよう、周囲の景観や生態系に配慮しながら生産基盤等の整備を促進し、優良農地を確保するとともに、地域内で合理的な営農システムを構築することにより、農用地の利用集積を推進することとする。

また、農用地は農産物の生産だけではなく、保水機能や災害未然防止機能、田園風景の形成に大きく寄与しており、その国土保全機能を十分発揮できるよう努めるとともに、資源循環型で環境への負荷をできるだけ軽減できる利用を図る。

なお、中山間地域においては、引き続き集落機能の維持に努めるとともに、遊休農地や耕作放棄地については、地域特性を活かした利用を推進するが、農地としての機能が失われている遊休農地や耕作放棄地については、周辺土地利用の状況に応じた保全等を検討することとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R5)	10,307.9	33.2	107.4	0.4	14,243.5 (0.0)	45.8 (0.0)	1,640.2	5.3	37.9	0.1	4,734.1	15.2	31,071.0	100.0
目標 (R15)	10,307.9	33.2	107.4	0.4	14,243.5 (0.0)	45.8 (0.0)	1,640.2	5.3	37.9	0.1	4,734.1	15.2	31,071.0	100.0
増減	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 31,071ha のうち、a～c に該当する農用地 10,307.9ha について農用地区域を設定する方針である。

- a. 集団的に存在する農用地
10ha 以上の集団的な農用地
- b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成(昭和 35 年以前の年度にその工事に着工した開墾建設工事を除く。)
- c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・果樹等の地域の特産物を生産している農地で、生産の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化法に基づく、認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、形成規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な農地

ただし、c の農地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

- (b) 自然的条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でない次に揚げる農地
 - ①山間の狭小な傾斜地に散在し、生産性が低く、自然的条件から見て農業の近代化が困難と認められる農地
 - ②遊休農地のうち、傾斜地など、自然的立地条件から見て、今後、他の作物に転換することが困難と認められる農地
- (c) 既存集落周辺であり、かつ国道、地方主要道の沿線にある農用地で、今後、開発が進むと見込まれる農地

(イ) 土地改良の用に供される土地についての農用地区域設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地 107.4ha については、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があることから、農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現状森林、原野等についての農用地区域設定方針

山林・原野等については、原則として農用地区域を設定しないが、山林・原野等を開発することにより土砂等の流入が発生し、優良農地の保全に支障を来すおそれのある区域においては、現況森林原野等でも農地保全のため、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

現況農用地のほとんどは水田としての利用が中心で、耕地面積の 52.8%を占めている。経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）に関連して作付けされている土地利用型作物の面積は、飼料作物 172ha、野菜類 76ha、大豆 19ha、そば 3ha、麦類 4ha となっている。畑については、野菜の直販市場等の増加に伴い、市内各地において少量多品目の販売野菜を生産している一方、山間傾斜地に存在する畑は、生産性の問題から林地等への転換又は一部荒廃の傾向を示している。

今後、優良農地については、農業の生産性を高めるため、担い手への農地集積と大型機械を利用した農作業の効率化を推進し、農業の近代化を図っていく。また、団地性に恵まれな農用地については、小規模のほ場整備・暗渠排水・農道の整備等により、生産力の向上を図る。なお、地域の実情に即して田畑転換により野菜・飼料作物等の作付を進める。さらに、地域農業集団の活動を通じて、作業の集約化・耕作放棄地の解消・地力増進などを行って農用地の高度利用を図る。

単位：ha

地区名	区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野 等
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
二本松地域	二本松・塩沢	310 (297)	310 (297)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	3	3	0	313	313	0	0
	二本松	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	塩沢	309 (296)	309 (296)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	3	3	0	312	312	0	0
	岳下	821 (786)	821 (786)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	12	12	0	833	833	0	0
	杉田	406 (389)	406 (389)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	2	2	0	408	408	0	0
	石井・大平	664 (636)	664 (636)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	664	664	0	0
	石井	372 (356)	372 (356)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	372	372	0	0
	大平	292 (280)	292 (280)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	292	292	0	0
安達地域	油井	155 (148)	155 (148)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	2	2	0	157	157	0	0
	渋川	396 (379)	396 (379)	0 (0)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	399	399	0	0
	上川崎・下川崎	419 (401)	419 (401)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	420	420	0	0
	上川崎	266 (255)	266 (255)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	267	267	0	0
	下川崎	153 (146)	153 (146)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153	153	0	0
岩代地域	小浜	345 (330)	345 (330)	0 (0)	6	6	0	0	0	0	6	6	0	357	357	0	0
	新殿	561 (537)	561 (537)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	2	2	0	563	563	0	0
	旭	708 (678)	708 (678)	0 (0)	76	76	0	0	0	0	41	41	0	825	825	0	0
東和地域	針道・太田	577 (553)	577 (553)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	578	578	0	79
	針道	144 (138)	144 (138)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	144	0	79
	太田	433 (415)	433 (415)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	434	434	0	0
	木幡	472 (452)	472 (452)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	5	5	0	477	477	0	10
	戸沢	690 (661)	690 (661)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	32	32	0	722	722	0	0
計		6,524 (6,247)	6,524 (6,247)	0 (0)	85	85	0	0	0	0	107	107	0	6,716	6,716	0	89

(注) () 内は、農用地区域の農地のうち、耕作及び作付面積統計において定義する「耕地」面積である。

イ 用途区分の構想

それぞれの地区について、土地の性質や栽培する作物等の用途の違いから、いくつかの項目に分けて構想を整理する。

【二本松地域】

(ア) 二本松・塩沢地区

油井川及びその支流の水系に属する県道安達太良山線沿いに開ける農地約 195ha のうち約 6 割が水田として利用されており、一部山間における狭小田を除いては、ほ場条件がほぼ整備されていることから、今後も優良農地として確保していく。畑については、区画の整理等はほとんどなされていないが、多くはきゅうり等を中心とした野菜畑として利用されており、今後は作業の集約化、農薬飛散防止に適した団地化を進め、きゅうりの主産地化をより一層推進する。

払川水系に属する県道安達太良山線の北側に広がる農地約 134ha の半数が水田として利用されており、大部分はほ場条件が整備されていることから、引き続き優良農地として確保していく。畑については、傾斜度が 10° 内外となっており、野菜栽培の適地であることから、農地の集約を図り、野菜団地としての利用を促進する。

国道 459 号の東側に広がる標高 600m 前後の農地約 59ha の大部分が畑でそのうち約 7 割が飼料畑として利用されており、酪農の大規模経営農家を育成するために、今後も飼料畑として利用を促進する。

(イ) 岳下地区

羽石川水系を利用している東北縦貫自動車道西側に開ける農地約 163ha の半数及び東側に広がる農地約 52ha のうち、約 7 割は水田として利用されている。ほ場条件はほぼ整備されていることから、引き続き現況の用途を維持する。また、畑については、野菜の近郊産地としての利用及びきゅうりの産地化を促進する。

原瀬川水系に属する平坦部分の農地約 254ha のうち約 7 割が水田として利用されており、土地が肥沃で生産性も高く、水利条件等にも恵まれていることから、優良農地として確保する。また、地区内家畜飼養農家との耕畜連携を進め、有機農業の推進や水稻を利用した自給飼料（ホールクロップサイレージ等）の作付け拡大を進めるとともに、作業の集約化、栽培品種の団地化を進め、生産性の向上を図る。

国道 459 号の両脇に開ける標高 450m 前後の農地約 273ha については、その大部分が飼料畑として利用されている。区画も他の地域に比べて広く、大型機械の導入による大規模酪農経営農家が育成されており、今後も酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、飼料の自給率向上のため、飼料畑としての利用を図る。

(ウ) 杉田地区

杉田川水系に属する平坦部の農地約 152ha のうち約 8 割、県道須賀川・二本松線（旧国道 4 号）の東町から長者宮に通じる市道の南側に広がる農地約 128ha のうち約 7 割、夏無川を水源とする箕輪用水の区域と、原瀬川を水源とする東北本線までの農地約 126ha のうち約 9 割が水田として利用され、ほ場条件が整備されていることから、今後も優良農地として確保していく。

また、大型機械による集約的生産体制の構築を進め、市内水稻の主産地としての効率的な農地利用を図る。畑については、野菜の団地化・生産力の向上を推進し、消費者ニーズに対応した生産量を確保することで、新たな産地化を目指す。

(エ) 石井・大平地区

阿武隈川沿いに広がる農地 74ha の約 9 割、大石揚水を水系とする国道 459 号の東側と沖、赤井沢、中町、平石町を中心として広がる農地約 144ha の約 7 割、錦町を中心とする農地約 151ha の約 6 割、旧鈴石地内に広がる農地約 201ha のうち約 4 割、県道原町・二本松線から北側に広がる大石揚水の水系に属する農地約 31ha の約 6 割、蓬田、諸越谷を中心とする農地約 158ha の約 5 割、木ノ崎から橋本に通じている市道の南東部に開けている農地約 79ha の約 5 割の水田については、ほ場条件が整備されていることから、引き続き優良農地として確保していく。

畑については、一部野菜畑として利用されているが、桑園が多く、遊休化が進んでいる。今後、比較的平坦な地形の桑園については、野菜、果樹等を導入し、地区の振興作物としての定着化を図る。

【安達地域】

(オ) 油井地区

県道福島安達線の西側に位置し、油井川をはさんで北側及び南側に開ける約 48ha の農地のうち約 28ha が水田として、また、約 20ha が畑として利用されている。平坦地であり、水利の便にも恵まれた条件のよい場所が多いことから、引き続き優良農地として確保していくとともに、水田・野菜畑それぞれの団地化を進め、農作業の効率化と生産力の向上を図る。

県道福島安達線東側に開ける平坦地の農用地で約 94ha のうち、水田としての約 64ha は、ほ場条件が整備され、大型機械化に対応する条件を備えていることから、引き続き優良農地として確保していく。

(カ) 渋川地区

払川水系、渋川堀等を利用している農用地約 258ha のうち、約 121ha は水田として、残り 137ha は畑として利用されている。水田の大部分はほ場条件が整備され、水利にも非常に恵まれていることから、優良農地として確保していく。また、担い手への農地集積、作業受託組織の育成等により、効率的な土地利用を推進し、稲作の主産地化を目指す。

西部の安達太良山系に属する約 134ha の畑については、酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、多くが採草地として利用されている。引き続き採草地として確保するとともに、草地更新による自給飼料の確保と大型機械の利用による作業の効率化を進める。

境川と新堀用水を利用している吉倉地区及び米沢地区の農用地約 162ha のうち、水田約 107ha については、ほ場条件が整備されていることから、今後も大型機械化導入などにより稲作の生産力の向上を図り、優良農地として確保していく。

畑は約 55ha あるが、桑園が多く、遊休化が進んでいる。今後、比較的平坦な地形の桑園については、野菜畑としての利用を図り、野菜の主産地化を進める。

(キ) 上川崎・下川崎地区

安達農免道路の両側に開ける約 199ha の農用地は、約 72ha が水田として、残り 127ha が畑として利用されている。水田については、阿武隈川からの機械用水網の整備が完了し、ほ場条件も整備されていることから、引き続き優良農地として確保していく。畑は桑園から野菜畑等への転換を図る。

県道二本松・川俣線の両側に開ける約 81ha の農用地は、約 47ha が水田として、約 34ha が畑として利用されている。水田については、ほ場整備が済み機械化の条件を備えていることから、今後も優良農地として確保していく。畑は、比較的平坦な地形の桑園から野菜畑等への転換を図る。

小沢地区は農用地約 114ha のうち、水田として約 49ha、畑として約 65ha が利用されている。水田については、ほ場整備が済み機械化の条件を備えていることから、引き続き優良農地として確保していく。畑は桑園から野菜畑等へ転換を推進する。

下川崎地区は、起伏が多く耕地はその間に点在している。約 202ha の農用地は、約 85ha が水田として、約 177ha が畑として利用されている。水田については、ほ場整備が済み機械化の条件を備えていることから、優良農地として確保していく。畑については遊休桑園から野菜畑等への転換を推進する。

【岩代地域】

(ク) 小浜地区

県道本宮岩代線及び飯野三春石川線沿線並びに小浜川上流に属する農用地のうち、成田地区の水田約 17ha については、水田は比較的平坦地にあり、ほ場条件が整備されている。大型機械化に対応できることから、優良農地として確保していく。また、畑・樹園地は山林と混在した低利用地が多いため、ほ場整備と併せ農地の集団化を基軸とした土地利用の再編とともに機械化を進め、農地の高度利用を図る。

移川水系に属する農用地は水田、畑、樹園地が混在しており、傾斜がきつく農地は分散し基盤整備も進んでいない。水田は一部を除き大部分が湿田で小区画、未整備のため生産性が低い。今後は、農地整備を推進し、野菜畑、採草畑、飼料畑などへの転換を推進し、農地の有効利用を図る。

その他の水系に属する水田は、いずれも小規模農地が分散し、耕地面積が少ない。今後は、水利条件に恵まれ平坦地にある水田について、ほ場整備を推進し、極力水田としての利用確保を図る。

(ケ) 新殿地区

国道 349 号線沿線の農用地のうち約 58ha については、ほ場整備が完了し、大型機械の作業体系が整えられていることから、引き続き優良農地として確保していく。畑、樹園地は傾斜地が多いが交通条件等に比較的恵まれており、機械化による一層の省力化を図るため、農地の集団化を基軸としたほ場整備を推進する。

移川水系及び西南部の初森地区にある農用地は土壌条件も悪く山間、傾斜地帯に点在している。今後、作業道の整備とともに集団的農地の確保に努め、野菜畑、採草放牧地として有効利用を図る。

口太川水系に属する上太田地区は高低差が大きい地域である。水田は谷間に細長く分布し、高台や南傾斜地に樹園地を主とした農地が点在している。条件整備は容易ではないが、農地整備を進め省力化を図るとともに、水利条件に恵まれない棚田等は水田から畑への転換を図り、野菜生産の産地化計画の一環としての土地利用を推進する。

地区中央部の農用地のうち、水田約 47ha については汎用田として既にほ場整備が完了し大型機械に対応できる条件を備えているため、今後は、田畑輪換を中心とした農地として有効利用を進める。

(コ) 旭地区

口太川水系に属する農用地については、水田、畑、樹園地、採草放牧地として利用されており、水田は水利条件にも恵まれている。団地性を備えた約 18ha について未整備のため、ほ場整備を推進し機械化一貫作業を目指し、田畑輪換に対応した農地利用を図る。他方、山間部に点在する農用地については、集団化を基軸とした条件整備により採草放牧地を主とした農地利用を推進する。また、畑のほとんどは、タバコ畑、加工用トマト等の野菜畑として利用しているが、一部樹園地と混在しており団地化を基軸とした条件整備により、葉タバコ、野菜を中心とした農地として有効利用を進める。

旭地区東部の日山及び羽山山麓は、冷涼な気候を生かし、花き（リンドウ）の産地形成を図る。

羽山山麓の西部に位置する農用地は、主に水田、葉タバコ、果樹園、桑園に利用され、平坦地にある約 11ha の水田についてほ場整備が済んでいるが、他は山間地の湿田地帯が多く、畑、樹園地が混在している。当地区は果樹（りんご）の生産地として定着しており、今後樹園地の整備拡大による農地利用を図る。また、畜産農家が多いことから、経営農家より生じる良質堆肥生産の取り組みを推奨し、葉タバコ、野菜生産農家等との耕畜連携による合理的土地利用を図る。

【東和地域】

(サ) 針道・太田地区

針道川流域の針道地区は、約 70ha の水田以外は山間谷間の耕地で、地域内の他地域よりは平地が多い地区である。水田の大部分は比較的傾斜が緩く面的にまとまった団地を形成していることから引き続き優良農地として確保していく。畑、樹園地は山間の傾斜にあるため、作業効率を高める機械化作業体系の確立と省力化を推進する。

若宮川、針道川流域を中心とした太田地区の農地約 111ha は、水田と混在した畑、樹園地となっている。水田の多くは、排水不良田でしかも小区画であるため、ほ場整備を進める必要がある。これまで約 35ha 程を整備しているが、引き続きほ場整備を推進し、農地として有効な土地利用を進める。

畑、樹園地については、全地域に可能な限り畜産等の振興を図るとともに、野菜、枝物花木、菌茸等の振興を図りつつ、山間傾斜地については和牛・めん羊の放牧地等へ移行し国土保全に努める。

(シ) 木幡地区

木幡川、温井川流域を中心に約 241ha の水田があり、土地改良が推進されている地域であるが、改良済以外の水田は、小規模な天水田が多く、また、所有者が混在し農地が分散しているため、引き続きほ場整備を推進する。

養蚕は、衰退の一途を辿っている。このため、桑園跡地対策として畜産振興を検討し、飼料作物等の作付け等としての活用に努める。

(ス) 戸沢地区

安達太田川、滝山川流域を中心に山間地に広がっており、標高が 350～530m と高く山間高冷地のため冷害の被害にあいやすい。また、水田は排水不良田が多い。このため、湿田の汎用化が図れるよう、ほ場整備を推進する。

畑、樹園地については、畜産、果樹（りんご）、葉タバコの主産地である。既存耕地の有効利用を図るとともに、放牧地等として畜産面の利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

- 集約的農業の展開、農業経営規模の拡大
- 農業生産と生産基盤が一体となった農村社会の形成
- 整備された各種施設の維持・運営体制の構築

本市における農業生産基盤の整備開発の方向は、第1の1の(2)の農業上の土地利用の方向に即し、産業構造の高度化に伴う農業就業人口の減少への対応、限りある資源の循環活用等に配慮しながら、集約的農業を展開するうえに必要な土地利用の効率化、農業経営規模拡大による農業生産性の向上を図るものとする。

本市の大部分を占める中山間地域においては、地理的条件・地域の実態に配慮した各種整備を推進し、農業生産と生産基盤が一体となった調和のとれた農村社会の形成を図ることを基本とする。

また、これまで整備を実施してきたほ場や用排水施設、ため池、農林道などの施設の投資効果が十分発揮されるよう、維持運営体制を構築するとともに、必要に応じ施設の維持運営及び農地とその周辺の整備等に関する協定を各集落と締結し、農村環境の維持、向上を推進する。

以上の基本的方向に基づき、各地区の整備開発の方向を次のとおり定める。

【二本松地域】

(ア) 二本松・塩沢地区

本地区における農用地は、一部山間における狭小田を除く約 184ha についてはほ場整備を実施しており、整備率は 48.5%である。

今後は、農道、用排水路等の維持、補修等を進めるとともに、稲作、きゅうり等の野菜、菌茸との複合経営の確立を目指すため、集出荷施設等の流通基盤の整備及び効率的な活用を図る。

(イ) 岳下地区

本地区における農用地は、約 371ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 44.1%となっている。

今後は、農道、用排水路等の維持、補修等を進めるとともに、野菜・果樹との複合経営を目指すため、農地の流動化及び集約的土地利用を図る。

また、岳地区においては、自給飼料の確保のための草地更新事業、飼料作物増産事業を推進する。

(ウ) 杉田地区

本地区における農用地は、約 286ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 72.7%となっている。

今後は、農道、用排水路等の維持、補修を中心に地区内の農業基盤を整備するとともに、米・野菜等の条件整備による農作業の省力化を図る。

(エ) 石井・大平地区

本地区における農用地は、山間の狭小な田を除いた約 346ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 52.9%となっている。

今後は、農道、用排水路、老朽ため池等の維持、補修等を進めるとともに、農地の利用集積や農作業の受委託を積極的に活用し、効率的土地利用を図る。

また、耕作放棄地対策を活用した遊休農地の再整備を推進する。

【安達地域】

(オ) 油井地区

本地区における農用地は、約 110ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 84.5%と

なっているが、宅地開発や商業施設の進出等による開発圧力が増しており、農業用排水への雑排水の流入、農道の交通量増大等による農業環境の悪化が懸念される。

今後は、下水道の整備による雑排水の流入防止、農道、用排水路の維持、補修等により、適切な農業環境の確保を図る。

(カ) 渋川地区

本地区における農用地は、約 244ha についてはほ場整備及び幹線排水路事業を実施し、整備率は 58.0%となっている。

今後は、一部未実施の水田について小規模ほ場整備事業を推進するとともに、農道、用排水路の維持、補修を進める。

また、畑地については多品目、多品種の野菜が栽培されており、より一層の施設化を進め、多様な複合経営確立のための条件整備を推進する。

(キ) 上川崎・下川崎地区

上川崎地区における農用地のうち約 155ha、下川崎地区における農用地のうち約 91ha についてはほ場整備事業が完了しており、整備率は上川崎地区が 56.7%、下川崎地区が 57.6%となっている。

今後は、農道、用排水路等の整備を推進し、機械化農業の確立を図る。

【岩代地域】

(ク) 小浜地区

本地区における農用地は、約 19ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 5.4%となっている。平坦部の水田はほぼ、ほ場整備事業を完了しているが、大部分を占める山間部にあつては未整備田で生産性が低いため、小規模ほ場整備事業を推進し、生産基盤の向上を図る。

また、畑地については、多様な複合経営を確立するための条件整備を推進する。

(ケ) 新殿地区

本地区における農用地は、約 110ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 19.0%となっている。地区内の約 6 割を占める未整備田について、小規模ほ場整備を推進し、大型機械利用に対応できるほ場条件の整備を図る。

また、畑作の有効利用を図るため、畜産振興及び野菜栽培に結びつけた、採草放牧地・畑地としての利用を推進する。

(コ) 旭地区

本地区における農用地は、約 34ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 4.5%となっている。大部分が未整備田で排水不良田が多く作業効率が劣っていることから、今後ほ場整備事業を推進し、生産基盤の整備を図る。

また、葉タバコ、りんごの主産地として団地化が進んでいるが、さらに安定した主産地確立のため、農・林道整備事業等を活用した流通基盤の整備促進を図る。

【東和地域】

(サ) 針道・太田地区

針道地区における農用地のうち約 51ha、太田地区における農用地のうち約 48ha についてはほ場整備事業が完了しており、整備率は針道地区が 35.6%、太田地区が 10.6%となっている。今後も両地区ではほ場整備事業を推進し、生産性の向上を図るとともに、農道整備事業による流通経路の効率化を推進する。

また、畑の大半を占める桑園は、その多くが遊休農地化していることから、耕地の条件整備事業の活用による耕作適地化を目指す。

(シ) 木幡地区

本地区における農用地は、約 79ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 17.2%となっている。

今後は、一部未実施の水田について小規模ほ場整備事業を推進するとともに、農道、

用排水路の維持、補修等を進める。

また、畑は大部分が遊休化していることから、耕地条件を整備し、採草放牧地としての利用を促進する。

(ス) 戸沢地区

本地区における農用地は、約 53ha についてはほ場整備を実施し、整備率は 8.0%となっている。今後もほ場整備を推進するとともに、農道、用排水路の維持、補修等を進め、作業効率の向上を図る。

また、畑は樹園地として利用されている約 29ha 以外はほぼ遊休化しており、他地区と比べて耕作放棄地が多く発生している。今後はこの農地の利用促進のため、放牧地等への利用を促進し、耕作放棄地の解消と国土の保全に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

- 水源かん養機能の増進
- 森林の持つ多面的機能着目した利用調整
- 市民との連携による緑の環境保全の推進

二本松市の森林面積は 15,368ha であり総面積の 44.6%を占めている（令和 5 年福島県森林・林業統計書）。

森林は、保健休養や水資源のかん養としての機能を果たしているほか、土砂の流出及び崩壊等の災害防止機能として保全的な役割を有している。

今後は、水源かん養機能の増進に配慮し、優れた自然環境を形成している森林を極力保存するとともに造林の計画的な実施や保育の遅れている森林について適正な森林整備を促進し、森林維持管理を図る。また、保安林等機能の高い森林については他の利用目的への転換を抑制する。

さらに、森林レクリエーション空間としての活用、林産物の振興、間伐材等の有効活用、森林組合への支援など、経済林として一面的にとらえるのではなく、森林のもつ多面的機能に着目した利用調整を図る。

身近な里山については、間伐ができていないなど荒廃が進行しているところがみられ、適正な保全・管理対策が必要となっている。近年、里山の環境等に対する市民の関心も高まりつつあるものの、十分とはいえない状況であり、森林ボランティア等の関係団体との連携のもと、市民の意識啓発とともに、所有者との調整も行いながら緑の環境保全を推進する。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

- 農用地等の適切な管理
- 耕作放棄地の発生防止
- 遊休農地の有効活用
- 環境にやさしい農業の推進

農用地は、傾斜地や日照、平坦地や中山間地域等各地区において立地条件が様々であり、地区ごとの耕作状況には、かなりの差異が見受けられる。

自然的、地理的諸条件を考慮した上で、各種農業生産基盤整備事業等を推進してきたところであるが、農用地の集積面積が比較的小さい地区や山林際に隣接する農用地等について、未利用農地や耕作放棄地が点在している状況である。

また、イノシシや鳥類などの有害鳥獣による農作物被害の発生が著しい地区もあり、未利用農地や耕作放棄地増加の一因となっている。

農用地は農業生産にとって最も基礎的資源であり、一旦荒廃するとその復旧が非常に困難となる。また、将来にわたり、安全な食料を供給するとともに、農用地のもつ水資源のかん養や保水などの多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地の潰廃を防ぎ、営農に適した良好な農用地を保全していくことが重要である。

このため、農用地の効率的利用と農地流動化を推進するため、地域計画の作成により、地域の担い手や集落営農組織などへの農用地の利用集積を一体的に促進する。また、地域の現状に応じた小規模な基盤整備や、水資源のかん養や保水のための施設整備事業を必要に応じて進め、持続的発展を可能とする資源循環型の農用地利用を促進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
中山間地域等直接支払交付金事業	対象地への交付金	全域	1,179ha	-	全域
多面的機能支払交付金事業	対象地への交付金	全域	1,263ha	-	全域

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の保全管理の支援

これまで本市では、中山間地域等直接支払制度による共同活動を進め、農地の保全に取り組んできた。今後も同制度を活用し、農地保全に寄与する活動を推進するとともに、農業者だけでなく農業者以外の活力を活かし、保全へと結び付けていくため、多面的機能支払交付金制度に取り組む活動組織の拡充を図る。

一方、厳しい条件の農地を抱える地区の多くは、非農家が少ない状況であり、住民を巻き込んだ組織化が難しい状況にもある。このため、農地中間管理機構（農地バンク）の活用等により耕作放棄地などの流動化を促進し、認定農業者等の意欲ある担い手への農用地の利用集積や、新規農業参入者等就農希望者への農地の提供等の支援を行う。

(2) 耕作放棄地の有効活用を図るための整備

耕作放棄地を再生・利用する者で農地の有効活用を図る場合に、その整備に要する経費の一部補助を行う。

また、耕作放棄地を活用した農山村の景観づくりやバイオエネルギーの研究利用、放牧草地や市民農園としての活用、あるいは地域イベントや農作業体験など観光交流型農業の推進を図る。

(3) 農地の保全管理等のための資金援助

地域の農地保全管理を共同で取り組む活動に対する中山間地域等直接支払制度による援助のほか、農地・水源・自然環境の多面的機能の維持・発揮のために共同して活動する組織に対し、多面的機能支払交付金制度による援助を行っていく。

(4) 循環型農業に対する支援

畜産農家と耕作農家の連携等の地域循環システムの取組みなど、環境負荷の少ない生産方式の普及に努め、有機質資源を利用した循環型農業を推進する。

また、農業者が組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に取り組む場合に、環境保全型農業直接支払交付金制度による援助を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

- 森林の持つ多面的機能の維持増進
- 役割特性に応じた森林資源の保全・管理
- 鳥獣害対策の推進

森林のもつ水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健休養機能等、森林のもつ多面的機能は農地の保全の上で大きな役割を担う。このため、本市の森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業により健全な森林資源の維持増進を図る。

森林整備の推進方向としては、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、地域森林計画で定める水源かん養機能の維持増進を図るための「水源涵養機能維持増進森林」、山地災害防止機能を重視する「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、生活環境保全機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」、保健文化機能を重視する「保健文化機能維持増進森林」に4区分し、重視すべき機能に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備と保全を図る。

一方、野生鳥獣による農林水産業被害が中山間地域を中心に深刻化している。野生生物との共存のため適切な個体数の確保に十分配慮しながら、効果的・効率的な防除方策、各地区における自衛体制づくりや被害防止施設の整備等について検討する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

- 営農類型の多角化による経営の安定化
- 農地流動化・農作業受委託による経営規模の拡大
- 法人化をはじめとした組織経営体の育成
- 年間労働時間 1,900 時間
年間農業所得 1 経営体当たり 590 万円程度の実現を目指す

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、耕地が山間に帯状に分布し、広く連坦した農地が少ないことから、一戸当たりの経営耕地面積も零細である。主な経営形態は、水稻を基幹に野菜、花き、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営が多数を占めるが、主に家族経営が多いことから、それぞれの営農規模は小さく、また、収入に占める水稻の割合が高いことから、市場動向の影響を受けやすい。

このため、地域特性を生かした営農類型の確立による収益の多角化、施設化等による野菜・花きの産地化、消費地動向を踏まえた栽培品種導入等の高付加価値化を図るとともに、本市農業を支える中核農家である認定農業者・営農組織等の担い手を中心に生産基盤の再編・整備による農地利用の効率化、機械の共同利用によるコストの削減、農地流動化や農作業受委託を活用した経営規模の拡大を推進する。

また、専業農家の衰退、兼業農家の農業離れによる農業就業人口の減少が進んでおり、これに伴う高齢化・後継者不足が深刻化していることから、法人化を目指した地域営農組織やこれらに準ずる組織経営体を地理的・歴史的に結びつきのある集落または、数個の集落間単位で育成し、地区内の農地保全、生産性の向上、集落の維持等を図るとともに、農業を主業とする農業者が、他産業従事者並みの水準の年間労働時間（1,900 時間）と年間農業所得（1 経営体当たり 590 万円程度）を実現できるような効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積
個別経営体	水稻	30.0ha	水稻（移植） 18.0ha 水稻（移植・飼料用米） 12.0ha	—	—
	水稻	51.0ha	水稻（移植） 13.0ha 水稻（作業受託） 18.0ha 水稻（飼料用米） 20.0ha	—	—
	きゅうり	0.6ha	きゅうり（促成） 0.3ha きゅうり（抑制） 0.3ha	—	—
	きゅうり+ねぎ	0.6ha	きゅうり（トンネル栽培） 0.25ha きゅうり（遅まき栽培） 0.15ha ねぎ 0.2ha	—	—
	きゅうり+にら	0.4ha	きゅうり（長期雨よけ） 0.2ha にら（秋冬） 0.2ha	—	—
	きゅうり+しゅんぎく	0.5ha	きゅうり（半促成） 0.25ha きゅうり（抑制） 0.2ha しゅんぎく（秋冬） 0.05ha	—	—

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積	
個別経営体	アスパラガス＋ にら	0.6ha	アスパラガス（施設） にら（秋冬）	0.4ha 0.2ha	－	－
	ぶどう＋ 日本なし	1.4ha	ぶどう（露地） 日本なし	0.4ha 1.0ha	－	－
	おうとう＋ もも＋ りんご	1.0ha	おうとう もも りんご	0.1ha 0.5ha 0.4ha	－	－
	りんご	1.5ha	りんご	1.5ha	－	－
	小ギク＋ 枝物	1.9ha	小ギク（露地） 枝物（サクラ）	0.9ha 1.0ha	－	－
	酪農	6.0ha	酪農 牧草	40頭 6.0ha	－	－
	肉用牛	4.0ha	肉用牛（繁殖） 牧草	40頭 4.0ha	－	－
	水稲＋ WCS＋ きゅうり＋ 日本なし	2.0ha	水稲（移植） WCS 水稲（作業受託） きゅうり（トンネル栽培） 日本なし	0.4ha 0.3ha 0.8ha 0.4ha 0.1ha	－	－
組織経営体	水稲＋ 大豆	70.0ha	水稲（移植） 水稲（湛水直播） 大豆	40.0ha 20.0ha 10.0ha	－	－

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域全体の生産性の向上と所得確保に向け、農地の効率的利用や農作業の効率化を進める。そのためには、農地の面的集積、作付け地の集団化、農作業の共同化、農業機械の共有化への誘導を図る。

この観点から、認定農業者・集落営農組織等の担い手農家を中心に、地域内の兼業農家も取り込んで農用地の利用調整を進める。農地流動化事業及び農作業の受委託を積極的に進めることで、現状の分散的な土地利用から集約的土地利用に改善し、連坦した農地のもと効率的な機械利用と低コスト化を実現する。

また、中山間地域等の耕作不利地は、農地基盤の未整備地区が多いことから土地基盤整備による作業効率の向上を図るとともに、中核農家を中心とした集落営農の組織化支援と育成支援に取り組み、より効率的な経営体への移行を進める。

さらに、農業委員会、二本松市地域農業再生協議会、ふくしま未来農業協同組合等の関係機関と総合的な農地利用について協議を進めるとともに、農業経営・就農支援センター、農地バンクを活用することにより、耕作放棄地の拡大防止を図る。また、NPO法人、農外企業等の参入促進による農地の再利用を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- 地域計画の作成
- 作業受託の推進による経営規模の拡大
- 認定農業者制度の推進による経営の効率化
- 営農組織等の育成による農用地の効率的利用
- 法人化による経営基盤の強化
- 農用地の高度利用のための集団化対策
- 経営体相互の連携協力による農用地保全
- 循環型農業の推進

本市の農業生産力の向上と所得の確保を図るため、経営規模拡大のための農用地利用集積を推進するとともに、農業経営基盤の強化を促進するための支援を行う。

(1) 地域計画の作成

農業者の高齢化や減少による耕作放棄地の拡大を防ぐため、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化させるため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進める。

(2) 作業受託の推進による経営規模の拡大

規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、対象者間の調整活動を進めるとともに、農地バンクの活用を促す。

また、(一財)安達地域農業振興公社等による農作業の受委託に係る調整、斡旋、料金精算等の仲介事業を展開し、高齢化・後継者不足の農家の労働力の確保と農用地の適正利用を図る。これら農地バンクの活用、農作業の受託拡大により、担い手農家の経営規模の拡大と適正利用による耕作放棄地防止を積極的に推進する。

(3) 認定農業者制度の推進による経営の効率化

農業経営改善計画を計画的に進めようとする農業者に対しては、二本松市地域農業再生協議会や農業経営・就農支援センターと連携しながら、農用地利用集積、資金貸付け、その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を重点的に行う。

また、認定期間満了者の経営改善計画の達成状況を検証し、新たな計画の作成指導を行うことにより、経営の効率化を図る。

(4) 営農組織等の育成による農用地の効率的利用

認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心に、兼業農家を包含した集落営農組織やこれに準ずる機械利用組合等の地域営農集団を育成し、地域内農用地の集団的・計画的利用による米、大豆、飼料作物の生産力拡大と機械化体系の整備による設備投資の抑制を図り、効率的な農業生産体制を確立する。

(5) 法人化による経営基盤の強化

農業従事者の急速な高齢化や後継者不足により、農外からの新たな雇用が必要とされている中、既存の個別経営体では、脆弱な経営基盤から、その雇用を賄うことは難しい状況にある。今後、労働力不足が更に深刻化する中、企業の経営管理ができる認定農業者を育成するとともに、集落営農組織等の法人化による財務基盤の強化と効率的農用地利用による収益力の強化を図るための財務指導等を行い、新規就農者等の新たな受け皿としての機能強化に努める。

(6) 農用地の高度利用のための集団化対策

稲作からの転換を主とした畑地については、生産性の向上と栽培管理の簡素化を図るため、作付け地のブロックローテーションと団地化への誘導を行うとともに、振興作物の栽培支援と施設化に対する助成措置を行い、一層の集団化を図る。

(7) 経営体相互の連携協力による農用地保全

本市の農家の多くを占める兼業農家や小規模農家に対しては、経営規模や経営形態の異なる農家間の連携協力による相互のメリットを明示することにより、農作業・機械の共同化、集落営農組織等への参加を促し、農用地保全と遊休農地の解消のための協業体制を確立する。

(8) 循環型農業の推進

耕種農家と畜産農家の連携を強めるため、ホールクロープサイレージ（WCS）や飼料用米による畜産農家の自給飼料確保を図るとともに、稲わらと堆肥の交換による循環型農法を確立し、環境に負担をかけない農作業を推進する。併せて、家畜排泄物の適正処理と堆肥の良質化を進めるため、地力増進のための技術指導についてふくしま未来農業協同組合、安達農業普及所と連携をとりながら進めていく。

また、令和4年には市内の有機農業等に取り組む各種団体が集まり「二本松市循環型農業推進協議会」が設立され、令和5年2月に「二本松市オーガニックビレッジ宣言」を行い、次の取り組みを推進することとした。

- ・自然と共生する農業、里山を活かす農業の地域内への普及
- ・それら生産された農産物の学校給食を始めとする地域内への普及
- ・生産者、消費者、事業者との相互交流、理解促進、人材育成
- ・里山資源・自然エネルギーの利活用

3 森林の整備その他林業の振興との関連

- 林業生産基盤の整備
- 複合経営の推進
- 福島県森林環境税事業を活用した森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成

本市の森林面積は、総面積の44.6%を占めている（令和5年福島県森林・林業統計書）が、林業における育林及び素材生産活動は、低廉な外材の輸入増大に加え、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化等、林業経営を取り巻く情勢は極めて厳しい状況である。

このような現状を踏まえ、今後の経済社会の動向や、都市近郊林としての性格を考慮し、林業生産基盤の整備と労働力の確保などを図る。

さらに、農業との連携や林産物の拡大・強化等により、複合経営を推進する。

福島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で子ども達に引き継ぐために、森林環境税を導入し、森林所有者や林業の枠組みを超え、「県民一人一人が参画する新たな森林（もり）づくり」に取り組んでいる。本市においても、森林環境税の交付金を活用し、市内の児童・生徒を対象に森林を活用した体験学習等を実施することにより、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成を図っていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

- 農業機械・各種施設の計画的整備の推進と既存施設等の有効活用
- 生産から流通まで一貫した産地体制の確立

本市の農業は、若年労働者の流出や兼業化の進行などにより農業従事者の高齢化が進み、加えて集団化の進んでいない地域においては、農業機械・施設への投資水準は高く、米をはじめ農産物の生産コストが非常に高くなっている。こうした情勢に対処するため地域農業集団等の組織化を進めてきた。

今後も地域農業集団の育成・作物別農業生産組織の充実により、農業機械・共同利用施設の適正かつ計画的な配置等を実施し、機械・施設の効率的活用を図る。

また、生産・流通・加工施設については、多様な流通形態や消費者ニーズに対応した施設整備を推進するとともに、既存施設の有効かつ効率的な活用を図る。

本市農業の維持・発展等を図るため、農業生産の拡大や持続的な発展に資する産業方式の定着、流通の合理化、農産物の高付加価値化等に係る必要な生産・流通・加工処理等の共同利用機械施設の整備活用等を通じて、担い手を中心とした生産から流通までの一貫した高度な産地体制の確立を目指す。

(1) 主要作物別の整備の方向

水稻

稲作の基本的方向として、省力化・生産費の低減・生産性の向上・品質の向上を図るとともに、優良品種の普及を推進する。その中で、地域の合意のもとに営農集団や認定農業者等による農地の利用集積を図るとともに、これらの育成に努める。

また、既設のライスセンターの有効活用を図り、生産の一貫処理体制の促進と効率化を推進する。

野菜

本市は、夏秋野菜の産地であり、きゅうり（露地・半促成・抑制）・さやいんげん・トマト等を中心に産地の育成を図るとともに、多様化する食生活に対応して輪作体系を確立し、野菜の生産出荷体制を確立する。

野菜の主産地化を拡大するため、栽培指導の強化を進めるとともに、各地域間の連携を強化し広域的な生産団地形成を図り、農産物加工処理施設・野菜集出荷施設及びきゅうり共選場などの利用率向上に努める。

開発適地においては規模の大きい土地利用型野菜農家を育成する。

また、新たな企業参入等による野菜・園芸等の施設栽培についての条件整備を行う。

果樹

食生活の多様化に伴って果実の消費は伸び、その内容も高級化と多様化の傾向にある。このため、りんご・なし・ぶどうなどの果樹については、需要の動向を考慮しながら産地としての整備を図り、生産量の増大と品質の向上を推進する。

また、団地化を図りながら観光果樹園の育成整備にも努める。

花き

小面積で高収益を可能とする花き生産は、先進的な企業的経営体や若い担い手の育成、水田転作の受け皿として有効な役割を果たすとともに、中山間地域の活性化に役立つ。

一方、高品質指向等により基本的に高コスト体質にあるため、生産・流通過程における一層の低コスト化や合理化を推進する必要がある。そのため、出荷段階の梱包作業の省力化、輸送・保管・管理などの流通過程における作業の効率化、バケツ流通の採用の他、商品化率向上のため短莖品についても販売・流通させ、生産コストの低減に努める。

併せて、需要期に計画的に出荷・販売できる体制の構築を推進する。

畜産

肉用牛・乳用牛・養豚・養鶏・めん羊等の振興については、団地化・組織化し地域の協調を基本として効率的な経営を促進する。

肉用牛については、優秀な繁殖基礎牛の確保と生産から肥育までの地域内一貫体制の確立と生産性の向上に努めるとともに、増頭目的と併せて後継者の育成や畜産技術の伝承のため、共同飼育を進める。また、耕種農家と連携して良質自給飼料の確保と機械の共同利用を進めるなど、生産コストの低減に努める。

乳用牛については、転作田の利用等による飼料作物（WCS等）の団地化等や効率的な生産を進めるとともに優良乳牛の導入を図り、生乳の量と質の向上に努める。また、生乳の付加価値を高めるため、特産としての乳製品の開発を促進する。

併せて畜産経営の環境保全のため、畜舎の改善や既存糞尿処理施設の有効利用を促進する。

その他

中山間地域における地域特性に合った作物として、菌茸類、葉タバコなどの生産性向上に努める。

また、地元特産品を販売する食堂や旅館、農家民宿などとも連携し、高齢者の生きがい対策も兼ねた山菜類の販路拡大に取り組む。

(2) 地域別の整備の方向

【二本松地域】

(ア) 二本松・塩沢地区

本地区では、複数の機械利用組合が組織され農作業の共同化を行っているほか、野菜生産組合、園芸組合等によりパイプハウスと選別機、集出荷施設が整備されている。今後も、大型農業機械の共同利用を更に推進し、農業機械、農業施設の有効利用を図る。

また、野菜、花き類の施設栽培による品質の向上、作柄の安定を図っていくため、施設整備を推進する。

(イ) 岳下地区

本地区は、本市における穀倉地帯で、農業経営規模が大きく水稻が中心であり、複数の機械利用組合による大型農業機械導入や共同利用が進んでいる。また、果樹生産については、梨棚の整備や防除機等の共同利用を行っており、園芸組織等では、パイプハウスと集出荷所、直売所等を整備している。

育苗センター、ライスセンター等の利用を更に促進し、生産の省力化、低コスト化を推進するとともに、野菜、果樹についても生産組織等による機械及び施設の効率的活用を図る。

なお、岳山麓地帯においては、機械利用組合による農業機械の共同利用と、堆肥生産組合により糞尿処理施設が整備されている。

(ウ) 杉田地区

本地区は、ほ場としての条件整備もされていることから、機械利用組合により大型農業機械の共同利用を行っている。

また、水稻と併せてきゅうり、チェリートマト、なす等が作付され、施設組合によりパイプハウスが整備されている。

今後は、農業協同組合が運営するライスセンター、集出荷所、選別機の有効利用を進めるほか、効率的な土地利用、安定経営を図るため、施設整備を推進する。

(エ) 石井・大平地区

本地区は、山間の狭小な水田を除いては概ねほ場整備がなされており、より生産の近代化を推進するため、大型農業機械の共同利用組織の育成を進める。

また、きゅうり、チェリートマト、いちご等の施設化が進んでおり、園芸組合等によりパイプハウスが整備されている。

今後は、野菜、菌茸類の品質の向上、作柄の安定を図るとともに、生産団体の強化による栽培の拡大と生産・出荷体制、施設機械等の整備を推進する。

【安達地域】

(オ) 油井地区

本地区は、基盤整備事業が完了しており、大型農業機械の共同利用、協業組織の育成を推進し、農業機械・農業施設の有効利用を図る。

さらに、野菜の主産地形成を図るため、機械化及び施設化を推進する。

(カ) 渋川地区

本地区は、安達地域内でも農業経営規模が大きく水稻が中心であり、大型農業機械も導入され共同利用が進んでいることから、農地集積による作業の効率化を図るとともに、組織化されたライスセンターの利用を促進する。

また、施設園芸についても機械化及び施設化による高品質・多収穫を目指し、野菜の主産地形成を図る。

(キ) 上川崎・下川崎地区

本地区は、農地造成・基盤整備事業が概ね完了しており、大型機械の利用体制の整備により協業・協同利用組織を育成する。

また、野菜や果樹の主産地形成を図るため、施設整備を推進する。

【岩代地域】

(ク) 小浜地区

本地区は、平坦地は農地造成・基盤整備事業が概ね完了しているが、山間部は未整備であり生産性が低いため、基盤整備や小規模ほ場整備事業を推進し、生産基盤の向上を図る。

また、多品目・多品種の野菜が栽培されており、今後施設化を進めるとともに集約型農業を目指し、小区画地区の再整備を推進する。

(ケ) 新殿地区

本地区は、水田を中心に基盤整備事業が比較的進んでいるが、未整備地区について今後も整備を促進し、大型機械利用に対応できる条件整備を図る。

また、野菜、菌茸、花き等の定着化を図るため、機械化及び施設化を推進する。

(コ) 旭地区

本地区は、水田については未整備地区が多く作業効率に劣ることから、段階的に基盤整備の促進を図る。

また、山間高冷地という自然条件を生かした、品質の高い野菜産地形成のために、機械化及び施設化を図る。

畜産については効率的な生産を進めるために、耕種農家と連携した自給飼料の確保や機械の共同利用、畜舎の改善等を促進する。

【東和地域】

(サ) 針道・太田地区

本地区は、東和地域の中心的機能を持つ地区であり、既存のライスセンターや農産物加工施設の利用効率の向上を図るとともに、山間傾斜地については作業効率を高める機械体系の確立と省力化を推進する。

(シ) 木幡地区

本地区は、ライスセンターが整備され共同利用されており、今後は効率的な施設利用による一層の銘柄米の定着化を図る。

また、桑園跡地対策としてめん羊の産地化に取り組むことにより、遊休農地を利用した飼料作物の作付や放牧地の整備を図り、生産基盤の整備を図る。

(タ) 戸沢地区

本地区はライスセンターが整備され共同利用されている。

また、まとまったりんごの団地が形成されており、農家所得の向上による経営の体質強化を図るため、園芸施設等の整備を推進する。

(3) 農業の拠点となる施設の整備

作物をつくる過程における施設整備の他に、「生産物出荷時における施設」「農業の核となる施設」「地場農産物加工施設」の機能を有する道の駅「さくらの郷」など、農業者の憩いの場として、また、農業者と住民がふれあう場として有効利用を促進する。

(ア) 集出荷関連施設、地場農産物加工施設の整備

高速交通体系の進展による輸送、情報システムの変化に即した市場の整備や、今後、ますます激化する産地間競争に対応できるよう、出荷・販売体制を見直し、販路拡大を図る。

また、加工・流通に関する知識・技術の習得なども含めた地場農産物加工施設の整備について検討する。

(イ) 地場産業の販売施設

本市は大都市に近いことから、大都市への流通経路は確立しているが、地元の市民に農作物を提供する機会や場所はそれほど多くはない。

現在は、市内に道の駅をはじめとした直売所、小売店舗への直接出荷等が行われているが、販売場所が限られていることもあり、より広い範囲の市民に利用されにくい現況にある。

今後は、多くの市民がいつでも新鮮な農作物を手に入れることができるよう直売ネットワークづくりと直売情報の提供を行う。

また、本市は農業規模の分化が進んでおり、それぞれに対応した作物の流通経路も必要になっている。小規模経営の農業者には直売所や朝市等での直売、中大規模経営では食品産業や観光とタイアップした農作物の提供など、それぞれの規模にあった様々な形態での販売システムの支援を行う。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

- 森林資源の充実
- 菌茸類の生産体系の組織化

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響により、森林整備の停滞、特用林産物（しいたけ、なめこ等）の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けた。

本市の素材生産は、木材価格の低迷等により、その収益は年々低下し、ますます停滞している。この停滞の原因としては、素材生産者が弱体なこと、伐採面積が小規模で分散的なこと、林道等の生産基盤が遅れていること、林業経営に消極的な森林所有者が増加していること等が挙げられる。

今後は、森林資源の充実を図るため、原子力発電所事故の影響を加味しながら伐採等の森林施業を計画的に推進する。また、森林所有者から流通加工業者に至るまで有機的に連携を図り、当面は間伐材の生産を中心に林業生産活動の活性化を推進していく。

特用林産物に関しては、未だ原子力発電所事故に伴う出荷制限や風評被害はあるものの、今後は、しいたけ、なめこ及びひらたけを中心に、地域の特性を生かした生産体系の組織化や、流通機構等の整備を図っていく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

- 認定農業者について
- 新規就農者について
- 女性農業者について
- 高齢者の農業者について

(1) 認定農業者について

本市の農業従業者は年々減少し、高齢化が進行している。このような状況を踏まえ、農業がその生産力を十分に発揮し、持続的に発展していくためには、本市の農業の中核を将来にわたって担う認定農業者などの意欲ある担い手を育成・確保することが必要である。

そこで、多くの農業者を認定農業者へと誘導するとともに、認定農業者のフォローアップ、効率的かつ安定的な経営が行われるよう、農用地の利用集積、機械施設の導入、技術指導などの担い手支援のための各種施策の重点化・集中化を図る。

(2) 新規就農者について

農業の新たな担い手を確保するため、若年層や UIJ ターン希望者等、幅広い人材の就農を促進するため、次のような施策に取り組む。

- ・移住支援施策とも連携した新規就農促進のための情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着など、各段階に応じたきめ細かな支援
- ・先進的な農業法人等において、農業技術・知識を習得するための実践研修の実施検討
- ・大学等と連携した農業経営のプロを養成する取り組み実施の検討
- ・首都圏など県外における農業相談会への参加と PR 活動
- ・農業経営・就農支援センター等との連携、ワンストップ窓口化

(3) 女性農業者について

農業経営における女性の果たす役割の大きさを考慮し、また、男女共同参画社会の実現を目指し、農業における女性の立場を確立・向上させるため、次のような施策に取り組む。

- ・女性の認定農業者の拡大に向けた、研修や普及・啓発の実施
- ・女性の新規就農、家族経営協定・認定農業者共同申請、起業支援等の推進
- ・女性が住みやすく、活動しやすいよう、子育て支援等施策の充実
- ・女性農業者同士の交流活動の支援

(4) 高齢者の農業者について

農業経営において、豊富な経験と卓越した技術を有する高齢者は、欠かすことのできない重要な働き手の一翼であり、人口・農家数の減少、高齢化が進む中、高齢者の力に負うところが大きい状況にある。

高齢化が急速に進行している現在においては、新規就農や帰農も含めた高齢者の活用を積極的に推進するため、次のような施策に取り組む。

- ・高齢者の有する経験・技能を地域農業の活性化に活かすための高齢者による研修・人材育成活動の支援
- ・耕作放棄地を利用した市民農園の開設などによる、企業の定年退職者等が農業を気軽に始められる環境づくり
- ・関係機関が連携した、企業の定年退職者等を対象とした就農に向けた研修・実作業体験の実施の検討
- ・都市住民の UIJ ターン者を農業の担い手として受け入れるためのネットワーク的組織形成の検討

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

- 集落営農の組織化に向けた支援体制の構築
- 意欲的農業者への支援、指導体制の充実
- 二本松市地域農業再生協議会との連携による担い手の育成

本市では、農業を担うべき者の確保・育成について、新規就農者の確保・育成に関しては、市内の専業農家による研修に取り組んでいるが、研修修了後の就農・定着に向けて課題が残されている。

また、国の制度改革を踏まえた土地利用型農業を推進し、農地を活用するためには、集落営農組織の育成と法人化への発展が重要となっている。同時に、生産者の高齢化が進む状況や兼業農家が多くを占める状況を考慮すれば、こうした農家が意欲的に農業に取り組む環境を整備することが求められる。

さらに、本市は、県都福島市と郡山市の中間に位置するため、労働人口の供給地といった側面を持つ特徴があり、農業を担うべき者の確保・育成に向けてはこうした特徴を踏まえた取り組みが求められる。このような状況を踏まえ、農業を担うべき者を確保・育成するため、次の取り組みを行っていく。

(1) 集落営農の組織化に向けた支援体制の構築

今後、集落営農の組織化と法人化に向け、前提条件となる、集落単位での土地利用についての合意形成を進めるとともに、次の取り組みを推進する。

(ア) モデル集落の設置と組織化支援

集落営農組織の組織化を支援してきた地区と他の地区では集落営農に向けた熟度に差がみられ、集落営農についての理解が浸透していない状況もみられる。

また、組織化を検討する上では経営として成立するか否かが最大の焦点となるが、集落の自助努力のみではこうした試算や組織化方策などの検討を行うことも困難な状況がみられる。

このため、既に地域で活躍する集落営農組合の代表者による講演会など集落営農を身近に感じる取り組みを推進するとともに、各地区でモデル集落を設置し徹底的な検討・支援のもと、モデルとなる集落営農の組織化を目指す。

(イ) 集落営農の育成に向けた支援

水稻を基幹作物とする本市では、水稻を基本に組織化を図りつつも、経営の安定化のためには、段階的に大豆の導入や農産加工など多角化を目指す必要がある。また、任意組織から取り組み、最終的には法人化を目指すといった組織面での育成を図ることも求められる。

このため、こうした集落営農組織の発展に向けた生産指導、また、帳簿記帳の研修会など専門的な支援を推進していく。

(2) 意欲的農業者への支援、指導体制の充実

本市における意欲的農業者の育成に向けて次の取り組みを推進していく。

(ア) 新規就農者の定着に向けた総合的支援

新規就農に向けて研修を受けた研修修了者が実際に就農し、地域に根付いていくためには住居、農地の確保とともに、生産設備にかかわる初期投資等の経営不安定期における支援が求められている。このため、青年等就農計画に基づく国・県補助事業の導入を支援していく。

(イ) 地産地消の促進に向けた専門的指導の検討

地産地消を推進することにより、高齢農家や農家女性の農業生産を活性化し所得向上を図るため、各地区での出荷者の組織化とともに、地産地消向けの生産指導や袋詰めなどの商品化にかかわる指導など、専門家による指導の実施を検討していく。

(ウ) 有利販売の促進

本市の専門農家には自ら構築した販路に農作物を供給し、農業を営む農家が少なくないが、更に有利な販路を求める意向は強い。

今後、本市の専門農家や新規就農者が農業経営を続けていくためには、こうした農家が生産するこだわりの作物を高く評価する需要者に対応した特定の販路を構築することが求められる。このため、農業協同組合等の関係機関を含めた検討により、消費地での販売促進活動や販売業者との接点づくり等、有利な特定販路の構築に向け支援方を検討していく。

(エ) 若手農家の交流の場づくり

若手農家の多くが自らの販路に農作物を供給するといった独立した農業を営むことから、若手農家相互の交流や情報交換の場が少ない状況にある。こうした中、県北農林事務所安達農業普及所管内では若手農家の交流組織「ファーマーズコミュニティnote」が形成され、相互交流、情報交換の場として有意義に活かされている。このため、こうした組織を全市的に広げていくなど、若手農家の交流の場づくりを推進する。

(3) 二本松市地域農業再生協議会との連携による担い手の育成

本市農業の担い手の確保・育成に向け、二本松市地域農業再生協議会との連携により、新規就農者、認定農業者の確保・育成対策及び集落営農の組織化・育成対策について、外部の専門家も交えた総合的な支援や指導を講じていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

- 林業労働者の育成
- 林業後継者の育成
- ボランティアの力を借りた豊かな森づくりの推進

本市の林業経営は、農業との兼業と共有地での経営にとどまり、企業的林業経営は皆無に等しい。しかしながら市全面積の44.6%が森林面積、そのうち84.2%が民有林で30.9%を超える人工林もある。この財産を良質材として生産するため、下刈り、枝打ち、間伐等の作業に農業者が従事できる環境づくりに配慮し、森林組合等を活用し後継者の確保・育成を図りながら、森林を育てていく。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者については、県林業労働力確保支援センターが実施する技術研修や就労支援事業への参加を促すとともに、低コスト化林業に対応した高性能林業機械の活用などの技術の習得を図る。

(2) 林業後継者等の育成

本市における山村集落は、西は安達太良山系、東は阿武隈山系に属する大小の丘陵が起伏した地域に広域的に散在している。これらの集落においては農業・林業従事者が多かったが、現在に至っては若年層の都市部への流出による過疎化が進み、さらには原子力発電所事故の影響等により、農業・林業従事者が減少している状態である。また、農業・林業は気候に左右されるため安定した所得が確保しにくいということもあり、産業としての向上を図れず、市全体として後継者の減少につながる要因となった。

しかし、本市の人工林の齢級別構成をみると10歳級以上の林分が8割を超え、今後は伐

採、再造林等の積極的な推進が必要である。そのため、森林所有者に対しては森林施業計画の作成を促し、林業生産の活性化と補助事業の導入や借入れについて指導できる体制を構築していく。自力造林の困難な森林所有者に対しては、制度造林の導入や森林組合への経営委託の普及に努め、造林から保育、間伐に至るまでの一連の作業に対する森林所有者の意識の高揚を図ることに努める。

林業後継者の育成を図るため、各種研修会を通じて林業知識と技術の習得を図るとともに、併せて地域林産物等の栽培等の複合経営を行い所得の拡大につながるように努める。

(3) ボランティアの力を借りた豊かな森づくりの推進

身近な里山について、間伐ができていないなど荒廃が進行しているところが見られ、適正な保全・管理対策が必要となっている。ボランティア活動の力なども借りながら、複層林、混交林の森林づくりを目指していく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

- 不安定就労農家の就業機会の増大を図り、将来を担う若年層が定住し得る環境・条件の整備
- 食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が関わり、農業者自身が付加価値を得られる仕組みづくり

本市においては、企業誘致等の条件整備により、兼業農家のうち恒常的勤務者が大部分を占めるまでに至っている一方、パートや臨時雇いなど不安定な就労形態も多い。また、農業従事者は高齢者や女性を中心になってきており、経営規模の零細性もあって農業生産は停滞傾向にある。

こうした状況を踏まえ、農村地域を食料安定供給と自然環境の保全及び健全な地域社会の維持などの役割を果たす重要な場所として位置付け、不安定就労農家の就業機会の増大を図り、将来を担う若年層が定住し得る環境・条件を整備することを基本に農業従事者の就業改善を推進する。

さらに、農業を魅力あるものにするため、農畜産物の生産（第一次産業）だけでなく、農産物直売所や農家レストラン、グリーンツーリズムを軸とした経営の多角化による「6次産業」化を図り、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わり、農業者自身が付加価値を得られる仕組みづくりを支援し農業の活性化を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

- 農業従事者の就業意向等の把握
- 農業従事者の就業相談活動の強化
- 農林水産物及び地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

本市では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、農業協同組合、農業委員会、農業経営・就農支援センター、商工会議所、森林組合等の関係機関、団体と一体となって次の対策を推進する。

(1) 農業従事者の就業意向等の把握

市及び農業協同組合が一体となって農家の経営志向や就業の意向、雇用条件及び通勤条件について調査を行い、就業意向の把握に努める。

(2) 農業従事者の就業相談活動の強化

ハローワーク等を活用し、農業従事者の希望及び能力に応じた企業の紹介、雇用条件の周知などの就業相談活動の強化を図る。

また、福島県就農ポータルサイト「ふくのう」など、インターネットを活用した就農希望者と雇用者のマッチングについて、それらの利用者の増加を図る。

(3) 農林水産物及び地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

農林水産物の処理加工施設の整備、地域に根付いた産業やふるさと産品など地域資源を活用した地場産業の育成、豊かな自然を生かした観光農業の振興などの施策を推進することにより、地域における農商工連携を強化し、特に高齢者や女性を中心とした兼業農業者の安定した就業の場の確保・増大と地域経済の活性化を図る。具体的には、次のような施策に取り組む。

- ・本市の農産物を利用した付加価値の高い機能的食品等の開発・製造・販売・ブランド化
- ・本市の農産物を利用した地酒・焼酎・地ビール・ワイン等の開発・製造・販売・ブランド化

- ・商店街の空き店舗を利用した農産物の直売
- ・果実などを中心とした高品質農産物の海外販売
- ・規格外野菜を使ったケチャップなどの加工食品の開発・製造・販売・ブランド化
- ・生産・加工流通・消費者が一体となった地産地消・食育の推進

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

里山再生と、循環型農業の推進、さらに農業者の冬季間の雇用確保も兼ねることにより、森林の整備と農業者の年間所得の向上につなげる。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

- 既存施設の有効活用と施設の適正な維持運営
- 学校体育施設の地域スポーツの拠点としての充実と災害時の避難場所としての機能拡充

生活環境施設の整備にあたっては、既存施設の有効活用を図るとともに、類似施設との機能分担を明確にし、また、地域住民の連帯意識が醸成されるよう計画時点から住民自身の参画を積極的に推進するとともに、施設の維持、運営に関する協定制度を活用することで、当該施設の適正な維持運営を推進する。

また、地域の基幹施設である学校は、児童生徒の教育の場としてはもちろんのこと、地域文化活動、生涯学習の場としての役割も大きい。特に、学校体育施設はもっとも身近に利用できるスポーツ施設であり、地域スポーツの拠点としての充実を図る。併せて、地域住民の災害時の避難場所としての機能拡充を図る。

なお、生活環境施設の用地については、自然環境の保全に配慮しながら、優良な農地の保全が図られるよう選定する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境施設の整備にあたっては、森林整備計画との整合性および森林資源との調和を図りながら、自然環境の保全に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

健康で文化的な生活環境の確保と、生活向上の実現のため、令和4年に二本松市国土利用計画（第3次）が策定されており、今後の環境整備計画についても、国土利用計画の市土の利用に関する基本構想、並びに二本松市総合計画の理念に基づきながら関連する他法令との連携を図り、事業計画実現に努める。

第9 附図

1 土地利用計画図（附図1号）

別添のとおり。

別記 農用地利用計画